

道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第二十三号

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三本文を次のように改める。

法第三十条第三項の条例で定める県道の構造の技術的基準については、同項に規定する政令で定める基準の例による。

第一条の三ただし書中「こととされる」の下に「道路構造令の規定のうち」を加え、「同令の」を削り、同条の表第二十四条第二項の項中「横断勾配」を「横断勾配」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の道路法施行条例第一条の三本文の規定によりその例によることとされる道路構造令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十七号）による改正後の道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第九条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。